

## 学校でかかる費用の援助について（お知らせ）

指宿市教育委員会学校教育課では、指宿市が設置する小学校若しくは中学校に通う児童生徒を就学させることが経済的に困難な保護者の方に対し、小学校及び中学校に係る費用の一部を援助する就学援助制度を実施しています。

就学援助を希望される保護者は、学校で申請書等を受け取り、下記により提出してください。昨年度、援助を受けていた方で、引き続き援助を希望される方も新たに手続きが必要です。

なお、現在、生活保護を受けている世帯についても、医療費・修学旅行費については支給対象となりますので、申請書等を提出してください。

ただし、所得の申告を済まされていない方は、所得等の確認ができず認定の可否が決定できませんので、必ず申告を済まされるようお願い申し上げます。

### ○援助を受けられる世帯

- 1 生活保護を受給している世帯（要保護）
- 2 前年度または当該年度に生活保護の停止又は廃止のあった世帯
- 3 当該年度市町村民税非課税世帯
- 4 児童扶養手当を受給している世帯
- 5 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予を受けている世帯
- 6 1～5の基準には該当しないが、生活状況の悪化等により援助が必要と認められる世帯

### ○援助を受けられる費用

学用品費等、校外活動費、修学旅行費（対象学年のみ）、医療費（学校病のみ）、新入学児童生徒学用品費（新1年生のみ。ただし、入学前に既に受給している場合は今年度は支給対象になりません）等

※生活保護世帯への支給は、修学旅行費と医療費（教育長が発行する医療券のみ）です。

※医療費（学校病に該当する疾病のみ）

学校における検診等の結果、学校保健安全法で定める下記の疾病（学校病）と診断され、治療の必要があるときは、援助の対象となります。ただし、入院治療及びアレルギー性の疾患を除きます。該当者には7月頃、学校を通じて教育委員会学校教育課から「医療券」を発行します。

学校病：う歯（虫歯）、慢性副鼻腔炎、中耳炎、寄生虫病、トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹（とびひ）、アデノイド

### ○学校に提出する書類（各1部）

小学生と中学生がいる世帯は、小学校、中学校へそれぞれ1部ずつ提出してください。

- ① 支給申請書兼同意書
- ② 委任状兼承諾書
- ③ 保護者の通帳の写し（口座番号と口座名義人（フリガナ）の記載されている部分）
- ④ その他（該当者のみ、市外からの転入者や単身赴任中の家族等）

#### 【当該年度の1月1日現在、指宿市外に居住していた方や単身赴任中の方】

- ・①～③の書類は提出期限までに提出してください。
- ・④については、6月以降、当該年度の1月1日時点で居住していた市区町村より、「当該年度市県民税所得課税証明書（所得、課税及び扶養状況が記載されているもの）」を家族全員分（中学生以下は除く）取得し、提出してください。

### ○提出期限 4月下旬 ※④の書類は6月中旬まで

提出期限以降に申請された場合の認定は、申請された月の翌月1日からとなり、年間支給額が減額されますので、ご注意ください。（例）5月に申請書を提出した場合、6月分から支給生活状況等に変化があった場合は、2月末まで随時受付します。

### ○申請書等の提出先

お子さんが在学している学校または市教育委員会学校教育課に提出してください。

（裏面あり）

### ○決定の通知

提出期限までに提出された方の認定・否認定の決定は7月頃、申請された保護者の方に通知いたします。ただし、所得が不明な場合や、書類不備等がある場合は遅れることがあります。期限後申請分については、書類審査が済み次第随時通知いたします。

### ○支給方法

援助費は、期限内に申請し認定された場合、年3回（8月、12月、3月）に分けて、保護者の銀行等口座に振り込みます。ただし、学校徴収金等に未納がある場合などは、学校指定の口座に振り込むことがありますので、御了承ください。

### ○その他

- (1) 認定審査のため市民税課税台帳や福祉資料等を閲覧し、必要な調査をします。
- (2) 所得が判明しない時には審査できません。所得の申告をされていない方は、至急、税務署または市役所税務課で申告を行ってください。
- (3) 年度途中で生活状況等に大きな変化（ひとり親家庭の婚姻等）があった際は、速やかに教育委員会学校教育課まで御連絡ください。受給資格を停止し、超過分の援助費を返納していただく場合があります。
- (4) 同種の援助を本市あるいは他の区市町村等から受けている場合は対象外となります。  
(例：里親制度など)

### ○問合せ先

指宿市教育委員会 学校教育課学務係  
TEL 0993-22-2111（内線2421）

中学校卒業後の高等学校、大学、専門学校等への進学においても、国等や市教育委員会が実施する様々な支援制度があります。

特に、令和2年4月から「高等教育の修学支援新制度」（文部科学省が実施、問合せ先は日本学生支援機構）が始まり、世帯収入等に応じて、大学等に係る費用の支援等が拡充されています。

#### 【日本学生支援機構ホームページ】

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>

#### 【日本学生支援機構「奨学金相談センター」】

電話 0570-666-301（ナビダイヤル）

※ 市教育委員会が実施する支援制度（奨学金）については、指宿市教育委員会 教育総務課 教育総務係（TEL 0993-22-2111（内線2412））へお問合せください。